

令和4年第1回奥州市議会定例会付議事件

(令和4年1月27日)

- | | |
|--------|--|
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 議案第1号 | 第2次奥州市総合計画後期基本計画に関し承認を求めることについて |
| 議案第2号 | 奥州市造林基金条例の制定について |
| 議案第3号 | 排水設備工事指定店の指定等に係る手数料の設定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第4号 | 奥州市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 議案第5号 | 奥州市立小中学校条例及び奥州市立学校給食センター条例の一部改正について |
| 議案第6号 | 奥州市農村公園条例の一部改正について |
| 議案第7号 | 奥州市水道事業給水条例及び奥州市水道事業料金条例の一部改正について |
| 議案第8号 | 奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について |
| 議案第9号 | 市道松堂八幡線新張踏切拡幅事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間新張踏切拡幅工事の変更協定の締結に関し議決を求めることについて |
| 議案第10号 | 前沢温泉保養交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 議案第11号 | 山本辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定に関し議決を求めることについて |
| 議案第12号 | 市道路線の廃止及び認定について |
| 議案第13号 | 令和3年度奥州市一般会計補正予算（第13号） |
| 議案第14号 | 令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |

議案第15号	令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第16号	令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第17号	令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）
議案第18号	令和3年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第19号	令和3年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）
議案第20号	令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
議案第21号	令和3年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第22号	令和3年度奥州市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第23号	令和3年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）
議案第24号	令和4年度奥州市一般会計予算
議案第25号	令和4年度奥州市国民健康保険特別会計予算
議案第26号	令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号	令和4年度奥州市介護保険特別会計予算
議案第28号	令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計予算
議案第29号	令和4年度奥州市バス事業特別会計予算
議案第30号	令和4年度奥州市米里財産区特別会計予算
議案第31号	令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算
議案第32号	令和4年度奥州市水道事業会計予算
議案第33号	令和4年度奥州市下水道事業会計予算
議案第34号	令和4年度奥州市病院事業会計予算

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 藤原 佐和子
生年月日 （略）

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の及川定治氏は、令和4年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 菊地 信子
生年月日 （略）

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の千田邦子氏は、令和4年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 小塚 斉子
生年月日 （略）

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の亀井千枝子氏は、令和4年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 村上 敏明
生年月日 （略）

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の村上幸子氏は、令和4年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 今野 倫子
生年月日 （略）

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の今野倫子氏は、令和4年6月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

第 2 次奥州市総合計画後期基本計画に関し承認を求めることについて

別冊の第 2 次奥州市総合計画後期基本計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 2 項の規定に基づく奥州市議会の議決に付すべき事件を定める条例（平成19年条例第 1 号）本則第 1 号の規定により、議会の承認を求める。

令和 4 年 1 月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

第 2 次奥州市総合計画前期基本計画が令和 3 年度をもって終了することから、市民や各種団体との連携のもと、総合的かつ計画的な市政運営を中期的に行うことにより、急激な時代の変化にも的確に対応し効果的なまちづくりを進めることを目的とし、第 2 次奥州市総合計画後期基本計画を定めようとするものである。

議案第 2 号

奥州市造林基金条例の制定について

奥州市造林基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

市有林の立木の売払いに伴う収入、官行造林等の立木の売払いにより市に配分される収入等を市有林の長期的かつ計画的な造林に要する経費の財源に充てるため、奥州市造林基金を設置しようとするものである。

奥州市造林基金条例

(設置)

第1条 市有林の立木の売払いに伴う収入、官行造林等の立木の売払いにより市に配分される収入等を市有林の長期的かつ計画的な造林に要する経費の財源に充てるため、奥州市造林基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に従って使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

排水設備工事指定店の指定等に係る手数料の設定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

排水設備工事指定店の指定等に係る手数料の設定等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

排水設備工事指定店の指定等について相応の負担を求めるため下水道等に関する事務に係る手数料を定めるとともに、増沢地区農業集落排水施設を公共下水道に統合するため、関係条例を整備しようとするものである。

排水設備工事指定店の指定等に係る手数料の設定等に伴う関係条例の整備
に関する条例

(奥州市下水道条例の一部改正)

第1条 奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）の一部を次のように
改正する。

目次中 「第6章 雑則（第36条）
第7章 罰則（第37条―第39条）」を

「第6章 手数料（第36条）

第7章 委任（第37条） に改める。

第8章 罰則（第38条―第40条）」

第13条第2項中「工事指定店」を「前3項に定めるもののほか、工事指定店
の指定等」に改め、「市長が」の次に「別に」を加え、同項を同条第4項とし、
同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する指定の有効期間は、工事指定店としての指定を受けた日か
ら5年以内とする。

3 前項の有効期間の満了に際し、引き続き工事指定店としての指定を受けよ
うとするときは、指定の更新を受けなければならない。

第39条を第40条とする。

第38条中「又は占用料」を「、占用料又は手数料」に改め、同条を第39条と
し、第37条を第38条とする。

第7章を第8章とする。

「第6章 雑則」を「第6章 委任」に改める。

第36条の見出しを削り、第6章中第36条を第37条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 手数料

第36条 下水道に関する事務に係る手数料の種類及び金額は、次のとおりとす
る。

種類	金額（1件につき）
第13条第1項の規定による排水設備工事指定店 指定手数料	2万円
第13条第3項の規定による排水設備工事指定店 指定更新手数料	1万円
排水設備工事竣工図面等の写しの交付手数料	300円
証明手数料	300円

2 前項の手数料は、申請の際又は交付の際に徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその
他の事由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。

(奥州市汚水処理施設条例の一部改正)

第2条 奥州市污水处理施設条例（平成18年奥州市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（平成18年奥州市条例第283号）」を削る。

第21条中「使用料」の次に「又は手数料」を加え、同条を第22条とする。

第20条の見出しを削り、同条を第21条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付する。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第19条 污水处理施設に関する事務に係る手数料は、奥州市下水道条例の例による。

（奥州市営浄化槽条例の一部改正）

第3条 奥州市営浄化槽条例（平成18年奥州市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「（平成18年奥州市条例第283号）」を削る。

第15条を削り、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（排出の制限）

第14条 使用者は、し尿を浄化槽に排出するときは、水洗便所によってこれをしてしなければならない。

2 使用者は、雨水、油類、農薬、家畜の排泄物その他浄化槽の機能を妨げ、又はこれを損傷するおそれのあるものを浄化槽に排出してはならない。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第27条 浄化槽に関する事務に係る手数料は、奥州市下水道条例の例による。本則に次の見出し及び2条を加える。

（罰則）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1）第11条の規定による確認を受けないで工事を実施した者

（2）第12条第1項の規定に違反して工事を実施した者

（3）第13条第1項の規定による届出を怠った者

（4）第14条の規定に違反した者

（5）第15条第1項の規定による届出を怠った者

（6）第20条の規定による資料の提出を求められた場合において、正当な理由がなくこれを拒否した者

（7）第11条の規定による申請、第13条若しくは第15条第1項の規定による届出、第19条第3号の規定による申告又は第20条の規定により提出する資料において虚偽の申告をした者

第30条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5

万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

(奥州市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 奥州市農業集落排水施設条例(平成18年奥州市条例第284号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(平成18年奥州市条例第283号)」を削る。

第19条中「第24条」を「第25条」に改める。

第25条を第26条とする。

第24条中「又は占用料」を「、占用料又は手数料」に改め、同条を第25条とする。

第23条の見出しを削り、同条を第24条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第22条を第23条とし、第21条の2の次に次の1条を加える。

(手数料)

第22条 農集排施設に関する事務に係る手数料は、奥州市下水道条例の例による。

別表第1 増沢地区農業集落排水施設の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条中奥州市污水处理施設条例第6条第1項の改正規定、第3条中奥州市営浄化槽条例第12条第1項の改正規定及び第4条中奥州市農業集落排水施設条例第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の奥州市営浄化槽条例第29条及び第30条の規定による罰則は、この条例の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

議案第 4 号

奥州市国民健康保険税条例の一部改正について

奥州市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の減額措置について規定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第5条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号イ(ウ)中「10,395円」を「1万395円」に改め、同条第2号及び第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,830円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万4,850円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,880円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,900円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 6,630円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 5,850円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,680円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,900円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第7項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、

「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第8項、第9項及び第11項から第16項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第17項中「（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る」を「第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る」に、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第18項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定、第13条第1項の改正規定、第23条の改正規定（同条第1項第1号イ(ウ)中「10,395円」を「1万395円」に改める部分を除く。）及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第7項から第9項までの改正規定、附則第11項から第16項までの改正規定、附則第17項の改正規定（「第23条」を「第23条第1項」に改める部分に限る。）及び附則第18項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の奥州市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

奥州市立小中学校条例及び奥州市立学校給食センター条例の一部改正について

奥州市立小中学校条例及び奥州市立学校給食センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市学校再編計画に基づき、江刺地域に設置する小学校及び中学校の一部をそれぞれ統合し、同地域に設置する小学校の一部を廃止して奥州市立江刺ひがし小学校を設置するとともに、これらに伴い奥州市立江刺学校給食センターの所管学校を改めるため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立小中学校条例及び奥州市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

(奥州市立小中学校条例の一部改正)

第1条 奥州市立小中学校条例（平成18年奥州市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立大田代小学校の項を削り、同表中

奥州市立藤里小学校	奥州市江刺藤里字上長沢38番地
奥州市立伊手小学校	奥州市江刺伊手字西風102番地
奥州市立人首小学校	奥州市江刺米里字荒田表85番地 1
奥州市立木細工小学校	奥州市江刺米里字向木細工228番地
奥州市立玉里小学校	奥州市江刺玉里字大松沢108番地
奥州市立梁川小学校	奥州市江刺梁川字日ノ神112番地
奥州市立広瀬小学校	奥州市江刺広瀬字柿ノ木421番地 3

「

奥州市立江刺ひがし小学校	奥州市江刺玉里字大松沢108番地
--------------	------------------

」に改める。

第3条の表奥州市立江刺南中学校の項及び奥州市立江刺東中学校の項を削る。

(奥州市立学校給食センター条例の一部改正)

第2条 奥州市立学校給食センター条例（平成18年奥州市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立江刺学校給食センターの項所管学校の欄中「奥州市立大田代小学校」を削り、

「

奥州市立藤里小学校
奥州市立伊手小学校
奥州市立人首小学校
奥州市立木細工小学校
奥州市立玉里小学校
奥州市立梁川小学校
奥州市立広瀬小学校

」を「

奥州市立江刺ひがし小学校

」に改め、

「奥州市立江刺南中学校」及び「奥州市立江刺東中学校」を削る。

附 則

この条例中第1条（奥州市立小中学校条例第2条の表奥州市立大田代小学校の項を削る改正規定並びに同条例第3条の表奥州市立江刺南中学校の項及び奥州市立江刺東中学校の項を削る改正規定に限る。）及び第2条（奥州市立学校給食センター条例第2条の表奥州市立江刺学校給食センターの項所管学校の欄中「奥州市立大田代小学校」、「奥州市立江刺南中学校」及び「奥州市立江刺東中学校」

を削る改正規定に限る。)の規定は令和４年４月１日から、その他の規定は令和５年４月１日から施行する。

議案第 6 号

奥州市農村公園条例の一部改正について

奥州市農村公園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 月 27 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

岩手県から譲与を受けた土地改良財産を整備し、農村公園として設置するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市農村公園条例の一部を改正する条例

奥州市農村公園条例（平成18年奥州市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第8条中「以下」を削る。

別表第1 角塚古墳公園の項の次に次のように加える。

都鳥ふれあいパーク	奥州市胆沢南都田字上広岡535番地
-----------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

奥州市水道事業給水条例及び奥州市水道事業料金条例の一部改正について

奥州市水道事業給水条例及び奥州市水道事業料金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

水道法の改正により給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されたこと等に伴い、水道事業に関する事務に係る手数料の種類及び金額を定めるため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市水道事業給水条例及び奥州市水道事業料金条例の一部を改正する条例

(奥州市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 奥州市水道事業給水条例（平成18年奥州市条例第300号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「しゅん工」を「竣工」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該給水装置工事に配水管から分岐して給水管を設ける工事が含まれるときは、市長の指示するところにより、中間検査を受けなければならない。

第10条中「しゅん工」を「竣工」に改める。

(奥州市水道事業料金条例の一部改正)

第2条 奥州市水道事業料金条例（平成18年奥州市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3 前項に規定する納期限が奥州市の休日に関する条例（平成18年奥州市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日に当たるときは、当該休日の翌日を当該納期限とする。

第11条を次のように改める。

(手数料)

第11条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

種類		金額（1件につき）
法第16条の2第1項の規定による工事事業者指定手数料		2万円
法第25条の3の2第1項の規定による工事事業者指定更新手数料		1万円
給水条例第6条第2項の規定による設計審査手数料	新設（分岐口径が25ミリメートル以下のもの）	3,000円
	新設（分岐口径が30ミリメートル以上のもの）	5,000円
	改造、修繕	3,000円
	撤去	2,000円
給水条例第6条第2項の規定による完了検査手数料（写真検査の場合）		2,000円
給水条例第6条第2項の規定による完了検査手数料（写真検査以外）	新設（分岐口径が25ミリメートル以下のもの）	3,000円
	新設（分岐口径が30ミリメートル以上のもの）	5,000円

の場合)	メートル以上のもの)	
	改造、修繕	3,000円
	撤去	2,000円
給水条例第6条第2項の規定による中間検査手数料	分岐口径が25ミリメートル以下のもの	6,000円
	分岐口径が30ミリメートル以上のもの	1万2,000円
給水条例第27条第2項ただし書の規定による確認検査手数料		4,000円
給水装置工事竣工図面等の写しの交付手数料		300円
証明手数料		300円
督促手数料		奥州市市税外収入未納金等徴収条例（平成18年奥州市条例第97号）の例による。

2 前項の手数料（督促手数料を除く。）は、申請等の際又は交付の際に徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の事由により申請等を受理できない場合は、手数料を還付する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の奥州市水道事業料金条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後申請等がなされた事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第8号

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

市が岩手県競馬組合に対して貸し付けている岩手競馬経営改善推進資金の一部が同組合から繰上償還されたことに伴い、奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額から繰上償還された額に相当する額を減じ、もって一般会計に繰り入れるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例
奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例（平成19年奥州市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「82億1,934万4,763円」を「81億9,259万2,701円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

市道松堂八幡線新張踏切拡幅事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間
新張踏切拡幅工事の変更協定の締結に関し議決を求めることについて

令和 3 年 2 月 22 日に議会の議決を経た市道松堂八幡線新張踏切拡幅事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間新張踏切拡幅工事の協定の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年奥州市条例第 52 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

市道松堂八幡線踏切拡幅事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間新張踏切拡幅工事

2 協定の相手方

住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通 1 番 41 号

氏名 東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 盛岡支社長 久保 公人

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
協定金額	161,840,000円	125,197,737円

令和 4 年 1 月 27 日

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

市道松堂八幡線踏切拡幅事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間新張踏切拡幅工事の変更協定を締結しようとするものである。

議案第10号

前沢温泉保養交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

前沢温泉保養交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
前沢温泉保養交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢駅東三丁目4番地15
団 体 名 株式会社前沢温泉
代表者名 代表取締役 佐々木 裕
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

前沢温泉保養交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第11号

山本辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定
に関し議決を求めることについて

山本辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

市道山本線の整備を行うため、山本辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定しようとするものである。

総 合 整 備 計 画 書

岩手県奥州市山本辺地
(辺地の人口 61 人 面積 12.4km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
奥州市江刺米里字中屋敷、山本、大畑、下栃ノ木
- (2) 辺地の中心の位置
奥州市江刺米里字中屋敷 144 番
- (3) 辺地度点数
148 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、当市江刺東部に位置しており、周辺は山林に囲まれた中山間地に位置する集落である。

本辺地には、奥州市街地と住田町を結ぶ主要地方道水沢米里線が主要な幹線道路として通っているものの、集落へのアクセス道路が少ないうえに砂利道であり、地形が丘陵地帯であることから、近年の豪雨により洗掘され、たびたび通行障害をきたし、集落が孤立するなど緊急時の対応が地域の課題となっている。このことから市全体の一体的かつ均衡のある発展のため、集落へのアクセス道路の整備が必要である。

以上の状況をふまえ、本辺地の総合的な対策として、市道山本線の整備を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位 千円)

施 設 名 事業主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
交通通信施設 (市道整備)	奥州市	7,000	0	7,000	6,900
合 計		7,000	0	7,000	6,900

議案第12号

市道路線の廃止及び認定について

別冊調書のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

宅地開発指導要綱、開発道路の整備、利用実態のない路線の見直し、利用実態に合わせた起終点の見直しなどにより市道路線の廃止及び認定をしようとするものである。

議案第13号

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第13号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第14号

令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第15号

令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第16号

令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第17号

令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第18号

令和3年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第19号

令和3年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第20号

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第21号

令和3年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第22号

令和3年度奥州市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年度奥州市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第23号

令和3年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）

令和3年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第24号

令和4年度奥州市一般会計予算

令和4年度奥州市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第25号

令和4年度奥州市国民健康保険特別会計予算

令和4年度奥州市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第26号

令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第27号

令和4年度奥州市介護保険特別会計予算

令和4年度奥州市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第28号

令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計予算

令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第29号

令和4年度奥州市バス事業特別会計予算

令和4年度奥州市バス事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第30号

令和4年度奥州市米里財産区特別会計予算

令和4年度奥州市米里財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第31号

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第32号

令和4年度奥州市水道事業会計予算

令和4年度奥州市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第33号

令和4年度奥州市下水道事業会計予算

令和4年度奥州市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第34号

令和4年度奥州市病院事業会計予算

令和4年度奥州市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年1月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記